

三田市水道事業給水条例新旧対照表

現行							改正案										
第1条～第25条 省略 (料金) 第26条 料金は、次の表に掲げるメーター口径に応ずる同表の基本料金欄及び従量料金欄に掲げる額の合計額に同額に係る消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 水道の使用に係る基本料金並びに従量料金							第1条～第25条 省略 (料金) 第26条 料金は、次の表に掲げるメーター口径に応ずる同表の基本料金欄及び従量料金欄に掲げる額の合計額に同額に係る消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 水道の使用に係る基本料金並びに従量料金										
用途	区分 メーター口径	基本料金 (1箇月に つき)	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)					用途	区分 メーター口径	基本料金 (1箇月に つき)	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)						
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段				第1段	第2段	第3段	第4段	第5段		
一般 用(公 衆浴 場用 及び 臨時 用以 外の もの をい う。)	20 ミリ メートル 以下	使用水量 10立方 メートル 以下 <u>1,400円</u>	10立方 メートル を超 え、20立 方メー トルま での分 150円	20立方 メートル を超 え、30立 方メー トルま での分 180円	30立方 メートル を超 え、50立 方メー トルま での分 240円	50立方 メートル を超 え、100 立方 メー トルま での分 290円	100立 方メー トルを 超える 分 350円	一般 用(公 衆浴 場用 及び 臨時 用以 外の もの をい う。)	20 ミリ メートル 以下	使用水量 10立方 メートル 以下 <u>1,250円</u>	10立方 メートル を超 え、20立 方メー トルま での分 150円	20立方 メートル を超 え、30立 方メー トルま での分 180円	30立方 メートル を超 え、50立 方メー トルま での分 240円	50立方 メートル を超 え、100 立方 メー トルま での分 290円	100立 方メー トルを 超える 分 350円		
	25 ミリ メートル	<u>2,000円</u>	20立方 メー トル まで の分 150円						25 ミリ メートル	<u>1,790円</u>	20立方 メー トル まで の分 150円						
	30 ミリ メートル	<u>5,200円</u>							30 ミリ メートル	<u>4,670円</u>							
	40 ミリ メートル	<u>6,600円</u>							40 ミリ メートル	<u>5,930円</u>							
	50 ミリ メートル	<u>15,000円</u>							50 ミリ メートル	<u>13,480円</u>							
	75 ミリ メートル	<u>31,000円</u>							75 ミリ メートル	<u>27,860円</u>							
	100 ミリ メートル	<u>53,000円</u>							100 ミリ メートル	<u>47,630円</u>							
	150 ミリ メートル	<u>145,000円</u>							150 ミリ メートル	<u>130,320円</u>							
公衆 浴場 用	—	300立方 メー トル 以下	300立方メートルを超える分 70円					公衆 浴場 用	—	300立方 メー トル 以下	300立方メートルを超える分 70円						

		<u>15,000 円</u>	
臨時 用	—	6,800 円	700 円

2 前項の用途適用基準は、別に管理者が定める。
以下省略

		<u>13,480 円</u>	
臨時 用	—	6,800 円	700 円

2 前項の用途適用基準は、別に管理者が定める。
以下省略